

令和7年度第10回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 令和8年1月9日(金)  
招集場所 米子市役所本庁舎4階401会議室  
開 会 午後1時30分  
出席農業委員 1番 赤尾昇委員 2番 足立康雄委員 3番 泉新一委員 4番 岩佐清志委員 5番 木下壽美子委員  
6番 木村静子委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員  
11番 高橋敦美委員 12番 宅野真二委員 14番 田子博康委員 15番 中本公平委員 16番 能登路幸輝委員  
17番 船越真委員 18番 安井貴之委員 19番 米澤美憲委員  
欠席農業委員 13番 竹中誠一委員  
出席推進委員 廣東宣明委員 影嶋六郎委員 福田忠雄委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 大縄敬次委員 三島通政委員  
大塚清徳委員 福長正樹委員 高尾和広委員 中西文子委員 松本裕三委員 本池実委員 大家保委員 尾坂宣雄委員  
福島公明委員 橋本慎一委員 高濱健委員  
事務局 古橋事務局長 福田担当事務局長補佐 妹尾係長 道下係長 渡邊主事  
農林課 松原主任  
傍聴人 無し  
日 程 1 会長あいさつ  
2 議事録署名委員の指名  
3 議事  
(1) 農地法各条申請審議等  
ア 第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について  
イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について  
ウ 第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に係る意見照会に対する回答について

エ 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について

4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (8) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (9) その他

議事開始 午後1時30分

議長（角会長）

それでは、第10回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号15番の中本農業委員と議席番号16番の能登路農業委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は、竹中農業委員です。

それでは、審議に入ります。

3 ページ、議案第 1 号をお願いします。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4 ページ、番号 2 4 の新開 6 丁目から番号 2 6 の兼久について審議します。事務局から説明してください。

#### 事務局（道下係長）

3 条許可案件について説明いたします。番号 2 4 の新開 6 丁目の議案について説明いたします。新開 6 丁目の申請地は畑 2 筆の 9 4 3 平方メートルの農地を贈与されるものです。番号 2 5 の吉谷の議案について説明いたします。吉谷の申請地は田 1 筆の 2, 1 1 3 平方メートルの農地を売買されるものです。番号 2 6 の兼久の議案について説明いたします。兼久の申請地は田 5 筆の 9, 4 2 0 平方メートルの農地を贈与されるものです。詳細は議案および 3 条別紙のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

#### 議長（角会長）

番号 2 4 の新開 6 丁目について、担当委員さんから補足があればお願いします。

#### 大田推進委員

現地確認は 1 2 月 2 5 日に小西農業委員と 2 人で行いました。畑に柿が 1 0 本程度、みかんが 1 本植えてあり、にんにくも耕作されました。秋物の耕作をしていた跡も残っていました。住宅に囲まれているが道路からスロープが下りており、農機具等を下ろすこともできます。許可について問題ないと考えます。ご審議をお願いします。

議長（角会長）

番号25の吉谷について、担当委員さんから補足があればお願いします。

岩佐農業委員

現地確認は12月24日に福長推進委員と2人で行いました。去年まで私が耕作していた農地になります。許可について問題ないと考えます。ご審議をお願いします。

議長（角会長）

番号26の兼久について、担当委員さんから補足があればお願いします。

大塚推進委員

譲渡する5筆のうち、譲渡人は現在1筆だけ自作しており、他の4筆は譲受人が認定農業者として耕作していました。この度、譲渡人が全ての農地の処分を考え、譲受人に譲渡するものです。許可について問題ないと考えます。ご審議をお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと、4ページ、番号24の新開6丁目から番号26の兼久について一括して採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして、5ページ、議案第2号をお願いします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、6ページ、番号56の古市について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 岩佐農業委員

56番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。12月24日に福長推進委員と事務局の3人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用いたします。擁壁については既存の擁壁を利用いたします。雨水の排水について、自然流下後既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、農業集落排水へ流す計画で問題ありません。実行組合同意を確認しております。隣接耕作地、土地改良区の該当はありません。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地、第1種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

#### 議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号57の石井、番号58の日原について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 福長推進委員

詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。12月24日に岩佐農業委員と事務局の3人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、高さ1.2メートルのフェンスを設置します。雨水の排水について、自然流下後既設側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。一部隣接耕作者の同意がありませんが責任を持って対応する旨確認しております。実行組合同意、四ヶ村堰土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

続いて58番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。12月24日に岩佐農業委員と事務局の3人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、高さ1.5メートルのフェンスを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合同意、四ヶ村堰土地改良区の意見書を確認しております。隣接耕作者の同意は取れておりませんが責任を持って対応する旨確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます

#### 議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号59の和田町について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 大家推進委員

59番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、資材置場を

計画したものです。1月4日に米澤農業委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用いたします。擁壁については既存の擁壁を利用いたします。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意がありませんが責任を持って対応する旨確認しております。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

7ページ、番号60の河崎は取り下げになりました。

続きまして、番号61の尾高について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

木下農業委員

61番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。12月26日に関本農業委員と2人で現地確認を行いました。造成計画については現状のまま利用します。擁壁については、防護柵を設置します。雨水の排水について、自然浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意を確認しております。土地改良区の該当はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、8ページ、議案第3号をお願いします。

農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、地域計画の変更(案)について、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、9ページ、地域計画の変更内容について農林課より説明をお願いします。

農林課（松原主任）

地域計画の変更について説明します。対象地域は成実・尚徳地域です。変更箇所は2点あり、1点目は対象地域からの除外です。対象農地は、耕作されていない部分と家庭菜園をしている部分がある農地です。この度、土地所有者のご家族からこの耕作されていない部分に農家住宅を建築したいと申出があり、地域計画の対象地域からの除外を行うものです。認定農業者等の担い手が付いていないこと、耕作されていないことを踏まえて、この度地域計画からの除外が適当ではないかと考えています。

2点目は地域の担い手の追加です。担い手の追加に関しましては、該当者が担い手になり、今回の更新に合わせて目標地図や名簿に掲載するものです。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、適当である旨回答することといたします。

続きまして、10ページ、議案第4号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは、11ページの番号1-1から18ページの番号1-28までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

議案12ページ農用地利用集積等促進計画各筆明細について説明いたします。11ページの番号1-10と15ページの番号1-15は、新規の方です。それ以外の11ページの番号1-1から18ページの番号1-28は、近隣ほ場の耕作者であるため権利の設定をするものです。ご審議よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと、まず、11ページの番号1-1から17ページの番号1-26までを一括して採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、17ページから18ページの番号1-27について採決したいと思います。これについては、関係者の能登路農業委員は、議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、番号1-28について採決したいと思います。これについては、関係者の安井農業委員は、議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（福田担当事務局長補佐）

報告いたします。

21ページの農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、1件を受理しています。

22ページから23ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、5件を受理しています。

24ページから30ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、17件を受理しています。

次に、31ページの非農地現況証明について、2件を証明しています。

次に、32ページから33ページの農地の転用事実に係る照会に対する回答について、2件を回答しています。

次に、34ページの農地転用現況確認書の交付について1件を交付しています。

次に、35ページから36ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行なっている旨の証明について、2件を回答しています。

最後に、37ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、2件を受付けています。

事務局からの報告については以上です。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

本日、予定していましたが審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（福田担当事務局長補佐）

（事務連絡）

議長（角会長）

これを持ちまして、第10回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後2時00分